

1. 議事日程（平成27年第1回北広島町議会定例会）

平成27年3月5日
午前10時開会
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 | 専決処分の報告について
(駐車中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第5 | 報告第2号 | 専決処分の報告について
(町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第6 | 報告第3号 | 専決処分の報告について
(防災情報ステーション等整備工事請負契約の変更について) |
| 日程第7 | 報告第4号 | 専決処分の報告について
(町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第8 | 報告第5号 | 放棄した債権の報告について |
| 日程第9 | 議案第1号 | 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 |
| 日程第10 | 議案第2号 | 教育長の勤務時間、休暇等に関する条例 |
| 日程第11 | 議案第3号 | 大塚ふれあいセンター設置及び管理条例 |
| 日程第12 | 議案第4号 | 北広島町開発行為の適正化に関する条例 |
| 日程第13 | 議案第5号 | 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 日程第14 | 議案第6号 | 北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第15 | 議案第7号 | 北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 |
| 日程第16 | 議案第8号 | 北広島町有千代田住宅管理運営基金条例 |
| 日程第17 | 議案第9号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第10号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第11号 | 北広島町職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第12号 | 北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第13号 | 北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第14号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第15号 | 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第16号 | 北広島町行政手続条例の一部を改正する条例 |

日程第25	議案第 17 号	北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例
日程第26	議案第 18 号	北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例
日程第27	議案第 19 号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第28	議案第 20 号	北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第 21 号	北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人事、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第 22 号	北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第 23 号	北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第32	議案第 24 号	北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第33	議案第 25 号	指定管理者の指定について
日程第34	議案第 26 号	町道の路線の認定について
日程第35	議案第 27 号	町道の路線の変更について
日程第36	議案第 28 号	負担付きの贈与を受けることについて
日程第37	議案第 29 号	平成26年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第38	議案第 30 号	平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第39	議案第 31 号	平成26年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第40	議案第 32 号	平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
日程第41	議案第 33 号	平成26年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第42	議案第 34 号	平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第43	議案第 35 号	平成26年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第44	議案第 36 号	平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第45	議案第 37 号	平成26年度北広島町情報基盤整理事業特別会計補正予算（第4号）
日程第46	議案第 38 号	平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第47	議案第 39 号	平成26年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第48	議案第 40 号	平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第3号）
日程第49		施政方針
日程第50	議案第 41 号	平成27年度北広島町一般会計予算
日程第51	議案第 42 号	平成27年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第52	議案第 43 号	平成27年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第53	議案第 44 号	平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第54	議案第 45 号	平成27年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第55	議案第 46 号	平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計予算
日程第56	議案第 47 号	平成27年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第57	議案第 48 号	平成27年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第58	議案第 49 号	平成27年度北広島町診療所特別会計予算
日程第59	議案第 50 号	平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
日程第60	議案第 51 号	平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第61	議案第 52 号	平成27年度北広島町水道事業会計予算

- 日程第62 議案第 53 号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算
 日程第63 発議第 1 号 予算審査特別委員会の設置について
 日程第64 同意第 1 号 教育長の任命の同意について
 日程第65 同意第 2 号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について
 日程第66 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 浜 田 芳 晴	2 番 中 田 節 雄	3 番 久茂谷 美保之
4 番 藤 堂 修 壮	5 番 梅 尾 泰 文	6 番 森 脇 誠 悟
7 番 柿 原 徳 則	8 番 室 坂 光 治	9 番 中 村 勝 義
10 番 伊 藤 久 幸	11 番 真 倉 和 之	12 番 藤 井 勝 丸
13 番 蔵 升 芳 信	14 番 田 村 忠 紘	15 番 美 濃 孝 二
16 番 大 林 正 行	17 番 宮 本 裕 之	18 番 加 計 雅 章

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副町長 清 水 孝 基	教育長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦	大朝支所長 渡 辺 義 男	豊平支所長 藤 浦 直 人
危機管理監 松 浦 誠	総務課長 中 原 健	財政課長 信 上 英 昭
企画課長 古 川 達 也	税務課長 畑 田 正 法	福祉課長 清 水 孝 幸
保健課長 多 田 誠 子	農林課長 山 根 秀 紀	建設調整監 土 井 亮 三
町民課長 輪 田 孔 俊	上下水道課長 清 水 繁 昭	消防長 田 辺 弘 司
学校教育課長 細 部 俊 彦	生涯学習課長 石 坪 隆 雄	商工観光課長 隅 田 好 則
会計管理者 三 宅 正 登	国土調査事務所長 石 川 齊	豊平病院事務部長 佐々木 靖 志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 伯 孝 之 議会事務局 中 川 和 美

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加計雅章） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、17番、宮本議員、1番、浜田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（加計雅章） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会は、本日から3月24日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの20日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（加計雅章） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりますが、若干ご報告を申し上げます。昨年の12月にはかなりの降雪がありましたが、年が明けてからは降雪も落ちつき、1月11日には、晴天の中で、北広島町消防出初式が千代田中学校グラウンドにおいて盛大に挙行されました。また、午後には千代田開発センターで、145名の新成人が出席し、北広島町成人式が開催されました。1月16日、2月13日、3月3日、道州制と町村議会に関する研究会が全国町村議員会館で行われ、地方創生のもとの町村議会の対応についての検討を重ねております。2月1日に、北広島町合併10周年記念式典、千代田開発センターで行われ、多くの方々の出席をいただきました。2月5日、全国豪雪地帯町村議会議長会第3回総会及び全国町村議会議長会理事会が全国町村議員会館で開催され出席しております。2月6日、全国町村議会議長会第66回定例総会及び都道府県議長会が全町村議員会館で行われ、2月7日には北方領土返還要求全国大会が日比谷公会堂で開催されました。2月13日、全国過疎地域自立促進連盟第125回理事会がルポール麹町で開催されております。いずれも出席をいたしました。2月19日、自治功労者等表彰式がKKRホテル広島で行われ、都道府県町村議会議長会会長として3年以上在職し功労のあった者、並びに町村議会議長として7年以上在職し、功労のあった者として、全国町村議会議長から私が表彰を受けております。

また町村議会議員として、15年以上在職し功労のあった者として、中村議員、伊藤議員が同じく全国議会議長から表彰を受けておられます。また、広報写真コンクールで、北広島町議会が佳作の表彰を受けております。いよいよ地方創生、今年度から始まるわけではありますが、全国で町村議会、できれば議会のほうからの提案も出せるような形で町村議会進めたらという意見がかなり出ております。議会からの発想、そういったものも今から必要じゃないかと思えます。以上で、議長報告を終わります。次に、本定例会までに受理した請願、陳情は、別紙請願、陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。以上で、議長からの諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。前回定例会から今回定例会までの間に生じた町行政の主要事業等について報告をいたします。資料の1ページ、総務課の関係でございます。先ほどもありましたが、合併10周年記念式典についてであります。先般2月1日に千代田開発センターのほうで記念式典を行いました。記念事業で政策決定をいたしました町民憲章、町花、町木、町民歌、音頭を発表いたしました。また当日、記念講演ということで講師に、里山資本主義、という本を書かれました藻谷浩介氏を呼んで、素晴らしい講演をいただきました。おかげさまで盛会裏に終了することができました。ありがとうございました。3ページをお願いします。危機管理監の関係であります。地域防災力の強化についてであります。自主防災組織の設立であります。2組織が新たに設立をされ、38組織ができ上がったということでございますが、今検討いただいている地域も多数ございます。設立へ向けてよろしく願いをいたします。5ページをお願いします。企画課の関係であります。定住促進の取り組みについて、空き家情報バンクの関係でありますけれども、2月13日現在で、本年度成約件数が15件ということになっております。6ページのほうをお願いします。Uターン奨励金という新しく始めた制度でありますけれども、今交付申請件数が2月13日現在ですが、5件ということで進んでおるところであります。9ページをお願いします。町民課の関係であります。電気自動車急速充電器の設置事業ということで、3カ所町内に設置をして運用開始、4月1日から開始するというところであります。10ページ、福祉課の関係であります。地域見守り事業についてであります。北広島町地域見守り事業協定調印式ということで、1月21日に行わせていただきました。町内にある企業、郵便局、農協、新聞販売所とそれぞれ協定の締結を行ったところであります。企業に協力をいただいて、高齢者を中心に見守りをしていただくというものであります。今後も、この協力事業所の拡大を図ってまいりたいと考えております。13ページをお願いします。保健課の関係であります。第6期の北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業ということでありますけれども、計画策定の委員会を開催し、委員会において最終計画案が承認をされたところでございます。14ページ、農林課の関係です。平成27年度産水稻作付配分計画についてでありますけれども、27年度作付率が65.9%、それから配分面積が2059haということでございます。26年度とほぼ同等というところでございます。また、人・農地プランの見直しでありますけれども、旧町単位での広域的な人・農地プランを策定をいたしましたところであります。現在の集積面積が中心経営体のほうへの集積面積が1095haということになっておりますけれども、平成31年の目標として集積面積を1365haというこ

とで進めてまいります。担い手が不在の地区につきましては担い手の育成について取り組んでまいります。特に集落営農組織の設立支援を積極的に行ってまいりたいと考えておるところであります。15ページ、商工観光課の関係であります。北広島町農山村体験推進事業についてでありますけれども、子ども民泊の受け入れであります。1月、2月で4校85名の引き受けをしておるところであります。平成26年度通計では、引率者を含め約2000人の子ども民泊を引き受けたということになりました。16ページ、スキー場の活性化事業についてであります。スノーフェスティバルin北広島町ということで、1月31日、2月1日、土日両日で行ったわけではありますが、大佐スキー場で行いました。参加者及び関係者約900名ということで、多くの方に参加をいただいて盛大に開催することができました。17ページお願いします。観光戦略会議についてであります。キャッチフレーズ、それから観光ロゴ、イメージキャラクターなどを決定し、これからプロモーションを計画していきたいというふうに考えております。積極的にPRをしてまいりたいと考えておるところであります。18ページ、建設課の関係であります。地域施工支援事業、2月1日現在で98件の申請受付を行っておるところであります。10万円を上限に地域施工の支援をしていこうというものであります。しっかりご利用もいただきたいというふうに思っております。私からの行政報告は以上であります。教育委員会関係は、教育長のほうから説明をいたします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 続きまして、教育行政関係の報告を申し上げます。まず、学校教育課関係でございますが、義務教育振興基本計画、芸北地域でございますが、芸北中学校校舎新築工事の入札については応札がなかったということで、再入札の準備をいたして、現在公告をいたしております。豊平、千代田地域でございますが、豊平中学校体育館実施設計完了、千代田中学校体育館の耐震二次診断業務を完了しております。教育活動でございますが、北広島町ふるさと学習プロジェクトチームを組織いたしまして、新年度から開始いたしますふるさと学習、これは仮称でございますが、協議を行っております。また、地元高等学校、千代田高等学校、加計高等学校芸北分校、新庄高校の高等学校支援に関するプレゼンテーションを12月24日に行っております。続きまして24ページをお願いいたします。生涯学習でございますが、中ほどからご説明いたします。伝承館の企画展トークイベントでございますが、新藤久人と芸北の民俗、ということで11月28日から今年の1月25日まで企画展を行いまして、300人余の入館者がございました。次に成人式でございますが、1月11日、千代田開発センターにおきまして、対象者216名、出席者が145名で成人式を開催いたしました。スポーツ講演会でございますが、1月18日、テレビ朝日アナウンサー宮嶋泰子様の講演をいただきました。50名の参加ということでございます。教育委員会からは以上でございます。

○議長（加計雅章） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告についてから

日程第8 報告第5号 放棄した債権の報告について

○議長（加計雅章） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてから、日程第8、報告第5

号、放棄した債権の報告についてまでの5件の報告を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは報告第1号から報告第5号について一括して概要を申し上げます。議案集の1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、駐車中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。3ページをお願いします。報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。5ページをお願いします。報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について専決処分しましたので同条第2項の規定により、これを報告するものです。7ページをお願いします。報告第4号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。9ページをお願いします。報告第5号、放棄した債権の報告について、北広島町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の非強制徴収債権について放棄したので同条第2項の規定により、これを報告するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

- 商工観光課長（隅田好則） 議案集の2ページをご覧ください。専決処分第13号、地方自治法第180条第1項の規定により、駐車中の事故に伴う和解、損害賠償額を定めることについて、平成26年12月28日に専決処分を行いました。専決処分の内容についてでございますが、1、相手方、住所、事故当事者は記載のとおりです。2、事故の概要、平成26年11月25日午前10時30分ごろ、イベントのため、豊平総合運動公園内のグラウンドに置いていた移動式サッカーゴールに張っていたタープが風にあおられ移動し、駐車場とグラウンドを仕切るセパレートポールに接触し、移動できなくなり倒れ、駐車中の車両のボンネット等を損傷しました。3、和解内容、4、損害賠償額でございますが、町は、相手方に対し損害賠償として10万9350円の支払い義務があることを認め、これを支払う。町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上でございます。

○議長（加計雅章） 建設調整監。

- 建設調整監（土井亮三） 建設課より、専決処分第1号及び第3号、町道走行中の事故に伴う和解及び損害補償の内容について説明をいたします。まず、第1号から説明をいたします。4ページです。まず、相手方につきましては記載のとおりです。事故の概要ですが、平成27年1月4日午前7時30分ごろ、北広島町志路原の町道船峠線を新庄方面に向かって走行していた車が道路の陥没箇所にはまり、タイヤ及びホイールを破損したものであります。和解内容につきましては記載のとおりでございます。損害賠償額3万446円ということで専決をさせていただきます。続いて、第3号の説明をいたします。8ページです。まず、相手方につきましては記載のとおりです。事故の概要ですが、平成26年12月22日午後0時40分ごろ、北広島町新庄、町道船峠線を新庄方面に向かって走行していた車が道路の陥没箇所にはまり、タイヤ及びホイールを破損したものであります。和解内容につきましては記載のとおりでございます。損害賠償金額1万1340円ということで専決をさせていただきます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） それでは報告第3号につきまして総務課から説明させていただきます。

6ページの専決処分書をご覧いただきたいと思います。この専決処分は、工事請負契約の変更について行ったものでございます。専決処分の日時は平成27年2月3日でございます。工事名につきましては、防災情報ステーション等整備工事でございます。変更内容につきましては、請負金額の変更を行っております。最終的な請負金額でございますけれども、5962万7880円。今回、変更かけました額は238万7880円の増額ということでございます。この主な内容でございますけれども、受電工事費の追加、それから増幅器の数量変更に伴う工事費の増によりまして変更をかけさせていただいております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正則） 議案集9ページになります。報告第5号でございます。放棄した債権につきまして、債権の所管が複数の課にわたりますので、税務課からご説明いたします。具体的に次の10ページをご覧ください。放棄いたしました債権は、住宅新築資金等貸付金、水道料金、簡易水道料金、放課後児童クラブ運営費使用料及び豊平病院診療費の5債権でございます。これは時効期間が既に経過しており、債務者の所在不明や破産による免責が決定されたなどの理由により、その時効の援用の見込みがない債権でございます。内容は、債権別にご説明いたします。まず、住宅新築資金等貸付金でございますが、対象者は2名、債権合計36万7020円。水道料金でございますが、対象者は8名。債権合計4万9355円。簡易水道料金の対象者は3名、債権合計10万1245円。続きまして、放課後児童クラブ運営費使用料でございますが、対象者は1名、債権合計7500円。最後になりますけれども、豊平病院診療費の対象者は3名、債権合計額4万8122円。以上、放棄した債権は5債権で、総額57万3242円でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例から

日程第16 議案第8号 北広島町有千代田住宅管理運営基金条例

○議長（加計雅章） 日程第9、議案第1号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例から、日程第16、議案第8号、北広島町有千代田住宅管理運営基金条例までを一括議題とします。以上8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第1号から議案第8号について一括して概要を申し上げます。議案集の11ページをお願いします。議案第1号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について説明します。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を考慮し、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるため条例の制定について町議会に提案するものです。13ページをお願いします。議案第2号、教育長の勤務時間、休暇等に関する条例について説明します。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を考慮し、教育長の勤務時間、休暇等について定めるため、条例の制定について町議会に提案するものです。14ページをお願いします。議案第3号、大塚ふれあいセンター設置及び

管理条例について説明します。本案は、旧大塚小学校跡地に建設した基幹集会所及び敷地内の既存体育館等を供用開始するため、条例の制定について町議会に提案するものです。19ページをお願いします。議案第4号、北広島町開発行為の適正化に関する条例について説明します。本案は、町内における開発行為の適正化と秩序ある土地利用を図るため、合併時より暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定することについて町議会に提案するものです。26ページをお願いします。議案第5号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について説明します。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、新たな条例の制定について町議会に提案するものです。48ページをお願いします。議案第6号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について説明します。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、新たな条例の制定について町議会に提案するものです。51ページをお願いします。議案第7号、北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について説明します。本案は、子ども・子育て支援法に基づき、町が定める額を利用者負担額として徴収することになり、条例により、その上限等を定める必要が生じたため、条例の制定について町議会に提案するものです。53ページをお願いします。議案第8号、北広島町有千代田住宅管理運営基金条例について説明します。本案は、町有千代田住宅またはその敷地の処分に係る対価や町有千代田住宅の家賃、駐車場使用料などから積み立てを行い、北広島町有千代田住宅の管理運営経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例の制定について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） それでは議案第1号につきまして総務課からご説明をいたします。11ページでございます。平成27年4月1日から新教育委員会制度へ移行することに伴いまして、教育長の職務に専念する義務の免除について、新しくここで定めているものでございます。続きまして、議案第2号を説明をいたします。13ページでございます。議案第1号と同様に、平成27年4月1日から新教育委員会制度へ移行することに伴いまして、教育長の勤務時間、休暇等について新しく定めようとするものでございます。なお、附則におきまして、従前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は廃止ということにしておるものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（古川達也） それでは議案第3号、大塚ふれあいセンター設置及び管理条例につきまして、企画課からご説明を申し上げます。これは旧大塚小学校の校舎部分を解体いたしまして集会施設を整備いたしました。本年度をもちまして工事が完了いたしましたので、既存の施設と合わせまして設置及び管理条例を整備するものです。名称は、大塚ふれあいセンター、所在は、北広島町大塚2108番地1、施設につきましては、新設の集会施設、既存の体育施設及びグラウンドとなります。供用開始は4月1日を予定しております。管理につきましては指定管理を予定しております。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは議案第4号、北広島町開発行為の適正化に関する条例につつま

して、町民課からご説明申し上げます。議案書の19ページをご覧ください。これは本町では、地方自治法施行令第3条の規定によりまして、開発行為に関しまして旧町の条例規則等を北広島町の条例規則等として暫定施行しております。このため、旧町の条例等の適用による開発行為の面積がそれぞれ地域によって違っておりまして、地域間で差があるということで、これを統一し、開発行為の適正化を図るため新たに条例を制定するものでございます。この条例は目的を第1条で定め、あと定義、開発行為の協議等で、罰則の18条、それと附則で構成しているものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） それでは議案第5号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、保健課のほうからご説明申し上げます。議案集の26ページをお開きください。この条例は、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と介護保険施行規則の一部を改正する省令により、介護保険の認定を受けられておられる要支援1、2の方への介護予防支援事業所がサービスを提供するに当たっての基準を定めるためのものでございます。この指定介護予防支援事業は、平成18年4月から地域包括支援センターが事業実施をしておりまして、現行では厚生労働省令により実施をしております。このたびの第3次一括法により、各市町で条例制定をすることになったために、今回上程しております。この条例は、第1章から第5章、附則から構成されておりまして、その中の第3条において基本方針を定め、利用者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう配慮して事業を行うこととしております。第2章には、人員の基準、第3章では、運営の基準、第4章で、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5条に、基準該当介護予防支援に関する基準を規定しております。なお、北広島町で現在行っております介護予防支援事業は、この条例の基準どおりに実施をしておりますので、ご報告させていただきます。この条例は、27年4月1日から施行いたします。以上、ご審議をよろしく願います。続きまして、議案第6号、北広島町地域包括支援センター職員及び運営に関する基準を定める条例につきまして重ねてご説明申し上げます。議案集の48ページをご覧ください。この条例につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と、介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、北広島町地域包括支援センター職員及び運営に関する基準について定めるものでございます。現行では、北広島町地域包括支援センター運営事業実施要綱を定め事業実施をしてありますが、今回、このたびの第3次一括法により、基準等につきまして条例で定めるものでございます。この条例は、第2条に基本方針を定め、第3条に事業に係る職員の人数等を定めております。なお、北広島町の地域包括支援センターでは、基準の職員数については満たして業務に当たっておりますことを報告いたします。この条例は、27年4月1日から施行します。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清水孝幸） それでは続きまして、51ページをお願いいたします。議案第7号、北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてご説明をいたします。提案をいたしました条例は、子ども・子育て支援法が公布となり、4月から、子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、国から給付額や徴収すべき利用者負担額、保育料のこ

とでございますが、改定されることになりました。この改定に伴いまして、本町の保育所の保育料や新たな施設形態である認定こども園などの保育料の見直しが必要となりました。新たな就学前児童の教育及び保育に係る利用者負担額の上限額や減免を条例により規定をさせていただき、具体的な金額につきましては、規則に委任をするという形で条例を制定させていただくものでございます。第2条には、条項が書いてありますが、保育所、認定こども園などの施設型給付及び小規模保育事業などの地域型保育事業、保育給付などの利用者負担額を定めたもので、その負担額は国基準を上限として定めておるということでございます。重ねるようでございますが、実際の保育料の金額については、本条例の成立後、規則により定めることとなっております。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（清水孝基） それでは議案第8号につきましてご説明を申し上げます。議案集の53ページをお開きください。町有千代田住宅につきましては、平成24年4月に独立行政法人高齢者障害求職者雇用支援機構から引き継ぎを受けておる建物でございます。管理を行ってきておりますけれども、建物の長寿命化を図るためには、定期的に大規模修繕等を行う必要があることから積み立てを行い、管理運営経費の財源に充てるため、基金条例を設置するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上8議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第9号 特別職の職員で常勤する者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から

日程第24 議案第16号 北広島町行政手続条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第17、議案第9号、特別職の職員で常勤する者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から、日程第24、議案第16号、北広島町行政手続条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第9号から議案第16号について一括して概要を申し上げます。議案集の56ページをお願いします。議案第9号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、特別職とされた教育長の給与等を定めるとともに、人事院勧告に準じて条例の一部改正をすることについて町議会に提案するものです。58ページをお願いします。議案第10号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会委員長制度が廃止されるため、委員長の報酬及び旅費を廃止するとともに社会教育指導員の勤務体制の変更により月額報酬を改定するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。60ページをお願いします。議案第11号、北広島町職員定数条例の一部を改正する条例について説明します。本案は地方教育行政の組織及び運営に関

する法律の一部改正により、教育長の身分が特別職とされたことに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。62ページをお願いします。議案第12号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、豊平病院の医師等の確保のため、事業管理者の給料月額について改定するとともに、人事院勧告に準じて条例の一部改正することについて町議会に提案するものです。64ページをお願いします。議案第13号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に準じて条例の一部改正をすることについて町議会に提案するものです。68ページをお願いします。議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に準じ、北広島町職員の給料と寒冷地手当の支給対象職員について経過措置を設けて支給することに伴い、条例の一部改正をすることについて町議会に提案するものです。82ページをお願いします。議案第15号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の公布に伴い、総務省から職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案が示されたことを受け、所要の規定の整備を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。86ページをお願いします。議案第16号、北広島町行政手続条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、行政手続法の改正を踏まえ、行政手続条例の適用対象事務についても法と同等の措置を講じるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） それでは議案第9号につきまして総務課のほうからご説明をいたします。56ページでございます。平成27年4月1日から新教育委員会制度へ移行するというに伴いまして、条文中に教育長を追加させていただきまして、別表の教育長の給料月額を追加するというようにしております。また人事院勧告に伴いまして、寒冷地手当につきまして条例から削除しております。なお、附則におきまして、寒冷地手当につきましては3年間の経過措置を設けております。職員の給与に準ずるということで、定めを附則のほうでさせていただいております。続きまして、議案第10号でございます。58ページでございます。議案第9号と同様に、平成27年4月1日から新教育委員会制度へ移行することに伴いまして、教育委員会委員長制度が廃止されますので、別表の教育委員会委員長を削除しているものでございます。また、町長も提案理由で述べましたように、社会教育指導員の報酬のほうを変更をかけております。続きまして、議案第11号でございます。議案第10号と同様に平成27年4月1日から新教育委員会へ移行することに伴いまして、一般職の地方公務員のほうから除かれていました教育長が特別職ということにされましたことから、条文中の整備を行わせていただいております。続きまして、議案第12号でございます。62ページでございます。豊平病院の事業管理者の給与月額を改定するものでございます。また、人事院勧告に伴いまして、寒冷地手当について条文のほうからは削除させていただいております。続きまして、議案第13号でございます。64ページでございます。人事院勧告に伴いまして、寒冷地手当について条文のほうから削除しております。これに伴います条項等の整備も同時に行わせていただいております。議案第14号でございます。68ページでございます。人事院勧告に伴いまして、医療1以外の職員の給料表につきまして、平均2%の引き下げを行っております。なお、経過措置といた

しまして、切り替えにおいて3月31日現在の給料を3年間保障するというを附則に定めております。また、人事院勧告に伴いまして、寒冷地手当につきましては条文から削除しております。なお、寒冷地手当につきましても、3年間の経過措置を附則のほうで規定をさせていただいております。続きまして、議案第15号でございます。82ページでございます。国家公務員退職手当法の一部改正に伴いまして、条例の一部改正の案が示されましたことに伴いまして、条文の改正を行っておるところでございます。なお、広島県市町総合事務組合におきましても、2月の定例会におきまして、この一部改正がなされておるところでございます。続きまして、議案第16号でございます。86ページでございます。これまで行政手続条例の適用除外事務につきまして、行政手続法の改正と同等の措置を講ずるため、行政指導の根拠等の明示、行政指導の中止等の求め、処分の求めなどを新設いたしまして、条文の改正を行っておるところでございます。以上、ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上8議案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩をいたします。11時5分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 55分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第17号 北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例から

日程第32 議案第24号 北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第25、議案第17号、北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例から、日程第32、議案第24号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上、8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第17号から議案第24号について一括して概要を申し上げます。94ページをお願いします。議案第17号、北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、新たに開発行為の適正化に関する条例を制定することに伴い、関係条例の所要の規定の整備を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。111ページをお願いします。議案第18号 北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、児童福祉法第39条が改正され、保育所の設置目的が、保育に欠ける児童を保育するため、から、保育を必要とする児童を保育するた

め、に改められたこと、及び北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例において、保育料の根拠を新たに制定するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。113ページをお願いします。議案第19号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、第6期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び介護保険施行規則の改正に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。118ページをお願いします。議案第20号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものであります。159ページをお願いします。議案第21号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。173ページをお願いします。議案第22号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、豊平地域の旧小学校跡地、旧豊平東小、旧豊平西小、旧豊平南小の3カ所について、新たに北広島町コミュニティ施設として設置するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。176ページをお願いします。議案第23号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、心身に障害を持つ個人が北広島町千代田運動公園温水プール及びトレーニング室を利用する際の利便性を向上させることを目的とし、温水プール、トレーニング室利用料金の要介護、要支援者、高齢者の区分に、障害者、介添え者を加えるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。182ページをお願いします。議案第24号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、豊平地域プール整備基本計画に基づき整備する豊平総合運動公園プール（仮称）が平成27年度竣工し、供用開始されることに伴い、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは、議案第17号、北広島町環境保全条例の一部を改正する条例につきまして、町民課からご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、開発行為の適正化に関しましては、新たな条例の制定により、また環境基本計画の策定の根拠となる条例の整備を行うため、今回、北広島町環境保全条例の一部の改正をお願いするものでございます。主な改正点といたしましては、改正前の第3章、開発行為の適正化に関する条文の削除でございます。それと新たに第3章としまして、環境の保全に関する施策に係る基本方針及び基本的な計画を8条、9条で定めております。それと第4章の環境審議会の任務及び組織の見直しをしているところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清水孝幸） それでは、議案第18号、北広島町立保育所、園、の設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。111ページをお願いします。この一部改正条例は、子ども・子育て支援法の成立に伴いまして、これまで保育所などの利用要件として、保

育に欠ける児童という規定がされておりましたが、今後、保育を必要とする児童と積極的な捉え方をすることになりました。これに伴いまして、町立保育所の設置に関する上位法である児童福祉法も改正をされ、町立保育所設置条例第1条中の関係する条文の改正を行うものでございます。また、3条の改正でございますが、これからは町立保育所の利用者負担額、保育料でございますが徴収根拠としては、議案第7号で提案をさせていただきます北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に基づくこととなります。このため本条例に第3条を加え町立保育所の保育料の徴収規定とするものでございます。以上、ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 議案第19号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について、保健課からご説明申し上げます。議案集の113ページをご覧ください。今回の改正は、現行の第1号被保険者、65歳以上の高齢者の方ですが、この方の介護保険料を介護保険法に基づき策定した第6期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画で定めた保険料に改定し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、新しい介護予防、日常生活支援総合事業というのを開始することになりますが、その開始の実施の猶予について、条例で定めるためのものでございます。この第6期介護保険事業計画は、平成27年度から29年度までの3カ年を対象としておりまして、策定に当たっては15名の委員からなる策定委員会を設置いたしまして、現在の第5期の実施状況をもとに向こう3カ年の介護サービスのあり方や、介護給付費の伸び等を見込みまして、これに基づく第1号被保険者の保険料についてご審議をいただいて策定したものでございます。改正箇所についてでございますが、第2条に各段階ごとの保険料率を定めております。第1号が第1段階を、第2号が第2段階をとるように、それぞれ各段階の保険料を規定しております。第5段階が基準の段階となります。第2条第1項第1号、第1段階の保険料につきましては、生活保護受給者または高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方、また世帯全員が町民税非課税の方で年金収入額と合計所得金額が80万円以上の方が対象となり、保険料の年額を3万3480円を3万8050円に改正いたします。第2号第2段階の保険料につきましては、世帯全員が町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万以下の方が対象となります。年額を4万176円を5万3230円に改正いたします。第3号第3段階の保険料につきましては、世帯全員が町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が120万を超える方が対象となり、年額5万220円を5万7075円に改正いたします。第4号第4段階の保険料につきましては、本人が町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下の方が対象で、6万6960円を6万4685円に改正いたします。第5号第5段階の保険料につきましては、本人が町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万を超える方が対象となり、7万7004円を7万6100円に改正いたします。また、第6号第6段階の保険料につきましては、本人が町民税課税で、合計所得金額が120万未満の方が対象となり、年額8万3700円を9万1320円に改正いたします。第7号第7段階の保険料につきましては、本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万未満の方が対象となり、年額10万440円を9万8930円に改正いたします。第8号第8段階の保険料につきましては、本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万未満の方が対象となり、年額11万7180円を11万4150円に改正いたします。第9号9

段階の保険料につきましては、本人が町民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方が対象となり、年額12万9370円とするものでございます。また、第2条第2項、3項及び4項につきましては、第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を国の省令に基づき改正し、平成27年から29年度までの保険料率の算定基準を定めております。国の省令による現行では標準6段階ですが、標準9段階に細分化し、市町村民税本人課税層に当たる第6段階、第7段階、また第8段階及び第9段階の境目となる合計所得金額をそれぞれ120万円、190万円及び290万円と定めるものでございます。また附則には、このたびの法律の改正に伴い開始する介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めておまして、8項には、その中で、介護予防を目的とした訪問介護や通所介護、また生活支援事業について、9項には介護と医療の連携を図るための事業、10項には介護予防事業について、11項には認知症対策について定めております。これらの事業につきまして、その準備をし円滑に事業開始するために平成27年4月1日から、町長が定める期間は行わず、別に町長が定める日の翌日から実施、開始することを規定をさせていただいております。以上、この条例は、27年4月1日から施行いたします。引き続きまして、議案第20号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の118ページをご覧ください。今回の改正は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されましたことに伴うものでありまして、細かい改正が多くありますが、その中で主なものとしまして、サービスの名称の変更がございます。目次にあります、現行では複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に変更いたします。このサービスは、要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため小規模多機能型居宅介護サービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できるというような複数のサービスを組み合わせるサービスでございます。この名称の変更に伴って多くの箇所条例の改正をさせていただいております。また、議案集の124ページの65条の2に、指定認知症対応型通所介護事業所での事故発生時の対応について新たに規定を設けております。さらに議案集131ページ、第85条では、小規模多機能型居宅介護事業所の登録利用者数を現行の25人から29人に増員するような変更もさせていただいております。続きまして、議案第21号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域介護型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案集の159ページをご覧ください。この改正も先ほどの議案第20号で申し上げましたとおり、国の法令基準が改正されたことに伴って町の条例を改正するものでございます。地域密着サービスの中で、介護予防の要介護認定の中の要支援1、2の方のサービスの事業について変更するものでございます。以上、説明を終わります。これらの条例は、27年4月1日から施行いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石坪隆雄） 議案集173ページをお願いします。議案第22号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明をします。豊平地域の旧小学校跡地3カ所について、新たに北広島町コミュニティ施設として設置をします。別表第1に、豊平東コミュニティ広場、豊平西コミュニティ広場、豊平南コミュニティ広場を加えます。また、利用時間は午前8時から午後10時まで、利用料につきましては、豊平東コミュニティ広

場は、町内無料、町外1時間当たり200円から700円まで。豊平西、南コミュニティ広場については、町内1時間当たり200円から700円、町外については、1時間当たり400円から1400円までを加え、条例の一部を改定するものでございます。審議のほどよろしくお願いたします。続きまして、176ページをお開きください。議案第23号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。別表第2、温水プール及びトレーニング室等の料金の利用区分及び利用料のところの要介護、要支援者、高齢者の次に障害者、介添者を加え条例の一部を改正するものです。これに伴いまして、障害者、介添者が利用料の2分の1となります。審議のほどよろしくお願をしたいと思います。続きまして、182ページでございます。議案第24号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明をします。豊平総合運動公園プール仮称が、平成27年4月30日完成予定でございます。それに伴いまして、第3条の施設にプール（どんぐりプール）を加えます。利用時間でございますが、午前10時から午後9時30分まででございます。利用料につきましては、団体利用及び専用利用の一般を1時間までごとに1800円から2700円までとし、児童生徒1時間までごとに1050円から1570円までとします。個人利用につきましては、一般は1回当たり100円から150円まで、児童生徒1回当たり50円から70円を加える条例の一部を改正するものでございます。審議のほどよろしくお願をいたします。以上でございます。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、8議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第25号 指定管理者の指定についてから

日程第36 議案第28号 負担付きの贈与を受けることについて

○議長（加計雅章） 日程第33、議案第25号、指定管理者の指定についてから、日程第36、議案第28号、負担付きの贈与を受けることについてまでを一括議題とします。以上、4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第25号から議案第28号について一括して概要を申し上げます。187ページをお願いします。議案第25号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で指定管理者を指定するため町議会に提案するものです。192ページをお願いします。議案第26号、町道の路線の認定について説明します。本案は、高速道路をまたぐ橋梁については町が管理する施設となっているが、一部の橋梁については町道認定されてないため、新規路線として町道認定し橋梁点検を推進するため、町議会の議決を求めるものです。193ページをお願いします。議案第27号、町道の路線の変更について説明します。本案は、県道芸北大朝線の道路改良に伴い、旧道敷の一部については、既に広島県から引き継ぎを受けていたが、残りの部分について引き継ぎを受けることとなったため、町道の終点を変更し、路線を延長して認定することについて町議会の議決を求めるものです。194ページをお願いします。議案第28号、負担付きの贈与を受けることについて説明します。本案は、広島県立加計高等学校芸北分校敷地内に北広島町

立芸北中学校を建築することにより、該当の土地を中学校の用に供するため負担付き贈与を受けることについて、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては各担当から説明をいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） 議案第25号につきまして総務課のほうからご説明を申し上げます。187ページでございます。平成27年3月31日をもちまして指定管理期間が切れます68施設につきまして、ここに掲載させていただいております。中心的に、非公募で全ての施設をやらせていただいております。内容につきまして少しだけ触れさせていただきます。次の188ページをお開き願いたいと思います。まず最初に、指定管理者の変更になるものについて説明をします。No.1、北広島町芸北運動公園、これにつきまして今回は指定管理者となる団体といたしまして、総合型地域スポーツクラブ芸北道場のほうを選定をさせていただいております。それから、ほかの施設につきましては、おおむね5年間指定管理をお願いしているところがございますけれども、中に3つほど3年間という施設がありますので、ご紹介をしておきます。まず189ページのNo.28、小規模老人ホーム千代田清楽荘、それから190ページ、北広島町千代田子育て支援センター、それから次の191ページ、No.63、小規模老人ホーム豊平清楽荘、この3件につきましては指定期間3年ということで指定管理をお願いするようにしております。以上で説明のほう終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加計雅章） 建設調整監。

○建設調整監（土井亮三） 議案第26号、町道の路線認定について、建設課から説明いたします。192ページをお願いします。本案は、道路法第8条第2項の規定により町道の路線を認定するものであります。町内の高速道路をまたぐ橋は全部で13橋あり、そのうち既に町道認定されているものが5橋、林道認定されているものが1橋あります。今回、残る7橋について橋梁点検を推進するために新規路線として町道の路線を認定するために行うものでございます。審議のほどよろしく願いいたします。引き続きまして、議案第27号、町道の路線の変更についてご説明申し上げます。193ページをお願いします。本案は、道路法第10条第3項の規定により、町道の路線を変更するものでございます。変更する路線番号は12023で、路線名は町道西横朝枝線です。県道芸北大朝線の道路改良により、一部区間については既に広島県から引き継ぎを受け、町道西横朝枝線として町道路線として認定を受けておりますが、このたび残りの部分につきまして引き継ぎを受けることにより、現在の町道西横朝枝線の終点を700m延長して路線の変更を行うもので、これにより、県道改良による西横朝枝線間の廃道敷部分全てを引き継ぐこととなります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（細部俊彦） 議案第28号、負担付きの贈与を受けることにつきまして、学校教育課のほうからご説明をいたします。194ページでございます。これは現在の芸北分校の敷地内に芸北中学校の校舎を建築するために、現在県有地でございます芸北分校の敷地内を贈与を受けることとさせていただきます。一定の条件でございますけれども、10年間中学校用途の敷地として使用しなければならないというふうな負担付きの贈与でございます。具体的には、皆様のお手元のほうに第28号議案資料という形で場所を示しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上4議案については、後日、審議、採決を行います。

日程第37 議案第29号 平成26年度北広島町一般会計補正予算（第7号）から

日程第48 議案第40号 平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（加計雅章） 日程第37、議案第29号、平成26年度北広島町一般会計補正予算第7号から、日程第48、議案第40号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第3号までを一括議題とします。以上12議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成26年度補正予算の概要について一括して説明します。別冊の平成26年度補正予算書をお願いします。議案第29号、平成26年度北広島町一般会計補正予算第7号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3200万円を追加し、予算の総額を158億8000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国の補正予算第1号、地域住民生活等緊急支援交付金事業に伴う特別プレミアムユート発行事業費、総合戦略計画策定費、観光プロモーション事業費、北広島ふるさと夢プロジェクト事業費などの追加及び町道等除雪委託料の増額のほか財政調整基金、ふるさと基金への積み立て、その他の事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費は、第2表に事業別に14事業、債務負担行為補正は第3表に、追加58件及び変更6件を、また地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第30号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3600万円を減額し、予算の総額を22億7000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、一般被保険者療養給付費等事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第31号、平成26年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6500万円を減額し、予算の総額を8億480万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道新設事業など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。地方債補正につきましては、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第32号、平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、予算の総額を3億5800万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、農業集落排水新設事業など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。地方債補正につきましては、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第33号、平成26年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を27億7780万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費等の追加のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第34号、平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1200万円を減額し、予算の総額を3億2500万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、簡易水道新設事業など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。

地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第35号、平成26年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、予算の総額を220万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金積立金の追加及び事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第36号、平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ760万円を減額し、予算の総額を1億8340万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、各診療所の施設管理費及び医業費など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第37号、平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、予算の総額を5億8850万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設管理事業の事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第38号、平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1300万円を減額し、予算の総額を2億7200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基盤安定負担金の確定など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第39号、平成26年度北広島町水道事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的収入において既決の収入予定額に1317万円を追加し、収入予定額を1億9689万9000円とし、収益的支出において、既決の支出予定額から2060万6000円を減額し、支出予定額を1億5362万2000円とし、資本的収入において、既決の収入予定額から30万円を減額し、収入予定額を2370万2000円とするものです。また、企業債の限度額2400万円を2370万円に改めるものです。今回、予算補正を行う主な内容は、事業収益の追加並びに営業費用の減など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次に、別冊の北広島町豊平病院事業会計補正予算書をお願いします。議案第40号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第3号です。本案は、収益的収入及び支出において、既決の収入予定額及び支出予定額それぞれから6352万円を減額し、収入予定額を7億6986万5000円に、支出予定額を8億2595万2000円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、医業収益及び医業費用について、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章）　ここで暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 49分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第37、一般会計補正予算から、日程第48、議案第40号までの補正予算を一括議題とし、提案理由の説明を続けます。財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは初めに、議案第29号、北広島町一般会計補正予算第7号につきまして、財政課のほうからご説明を申し上げます。事前に配付しております資料であります、平成26年度3月補正予算の概要及び主要施策、それからA4の資料1のほうをご覧くださいと思います。それでは見開きの左のページをご覧ください。今回の補正におきましては、編成上のポイントといたしまして、国の補正予算成立に伴いまして地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業の追加及び本年度事業の実績や精算に伴う予算調整などを行っており、結果、一般会計の補正額は3200万円の増額補正で、補正後の予算額は158億8000万円となっております。また、下段にかけましては、一般会計、特別会計における当初予算からの補正の状況や3月補正後の予算総額の前年度比率などを掲載してございます。見開きの右のページ上段及び別紙資料1を合わせてご覧ください。3月補正における国の補正予算分に係る主要な施策を掲載しております、全額繰越事業として新年度において執行のほうさせていただきます。表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただけたらと思います。一般会計では、町民の立場に立ち町民とともに進めるまちづくりでは、北広島町総合戦略支援委託料700万円を、地域の特性を生かした地域づくりでは、急傾斜地崩壊対策事業に係る県施工工事負担金150万円を、産業、経済の活性化では、特別プレミアムユート発行補助金を4480万円、北広島町ビジネス創造支援補助金300万円、北広島町総合産業フェア開催事業補助金260万円を、若者子育て世代に魅力的なまちづくりでは、地元高等学校支援事業に997万円、北広島ふるさと夢プロジェクト事業に350万円、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援事業に351万円、芸北中学校校舎等建築工事費に1億3700万円を、郷土芸能、文化財、自然などを生かした観光の戦略では、北広島観光プロモーション事業に1005万円を計上してございます。下段、その他補正増減の大きなものとして、私立保育所運営委託料924万円、町道、国県道除雪費6000万円、町営住宅管理費987万円、また、補正予算編成に当たり、余剰金の見込みによりまして財政調整基金へ7000万円、ふるさと基金へ300万円を積み立てることとしてございます。その他事業ごとに精査を行い、決算見込みによる補正予算を編成をしております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。議案、ページから3枚目の裏面になります。繰越明許費をお願いしております。総務費から教育費までの事業14事業におきまして、限度額4億4732万9000円を平成27年度への繰り越しとすることをお願いするものでございます。同じく補正予算書の次のページをご覧ください。第3表に、債務負担行為の補正をお願いしております。追加としまして、指定管理施設の期間など58件、変更としまして、広報紙印刷業務委託料の増額及び指定管理に伴う期間変更5件、合計で6件でございます。同じく補正予算書の次のページをご覧ください。第4表に地方債の補正をお願いしております。補正後の借入限度額を総額で20億1271万1000円とし、4330万円を減額するものでございます。以上で、財政課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは議案第30号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ペ

ージ目をご覧いただきたいと思います。2款の保険給付費でございます。1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、5目審査支払い手数料、次のページをご覧いただきたいと思います。2款2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費につきましては、給付実績等に基づく決算見込みによりまして、それぞれ減額補正を行うものでございます。次に、7款1項共同事業拠出金でございますけれども、1目高額医療費共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、今年度の拠出額が確定いたしましたので、これに基づいてそれぞれ減額を行うものでございます。次のページ、保健事業費につきましては、事業精査による決算見込みによる減額でございます。続いて9款基金積立金でございます。1目財政調整基金積立金を4380万5000円増額し、4405万円とするものでございます。これは決算見込みに基づくものでございます。次に、11款2項1目直営診療施設設備繰出金でございますけれども、これは補助金の交付申請に基づきまして282万7000円減額するものでございます。続きまして、歳入でございます。歳入の事項別明細書1ページ、2ページをご覧いただきたいと思います。3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、6款県支出金でございますが、これは補助金負担金等の変更申請等に伴って減額するものでございます。給付費のほうが増加しておりますので、それに伴い、国庫支出金等も減額となるということでございます。次に、7款1項共同事業交付金でございますが、これは歳入の額が確定をいたしましたので、1目の高額医療費共同事業交付金は増額、2目の保険財政共同安定化事業交付金は減額とするものでございます。次のページをご覧いただきたいと思います。10款繰越金でございますが、その他繰越金を7084万7000円増額し、9484万8000円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 続きまして上下水道課から、議案第31号、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。補正予算書、平成26年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号。歳出、補正予算事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。まず、歳出、1款1項1目一般管理費を217万円の減額をするものでございますが、これは下水道事業を精査いたしまして、決算見込みにより公課費、こちらは消費税になりますけれども、こちらを217万円減額するものでございます。続きまして、2款1項1目下水道新設費を5814万円の減額をお願いするものです。これは委託料の下水道認可変更委託料及び下水道実施設計委託料を事業精査によりまして414万円の減額、公共下水道築造工事請負費をこちらも事業精査によりまして450万円の減額、特定環境保全公共下水道築造工事請負費をこちらも事業精査及び国からの交付金の減額によりまして4950万円減額するものでございます。続きまして、2款1項2目下水道管理費460万円の減額でございますが、これは工事請負費のマンホールポンプ施設関連補修工事請負費、浄化センター施設関連補修工事請負費を事業精査によりまして、それぞれ110万円、350万円減額するものでございます。また、3款1項1目公債費の地方債償還元金を20万円減額、3款1項2目公債費の地方債利子、地方債償還利子を30万円減額するものでございます。以上、歳出補正合計、予備費41万円の増額を含めまして6500万円減額するものでございます。また、それに対する歳入でございますけれども、歳入補正予算事項別明細書、こちら1ページから4ページをご覧ください。事業精査し、決算見込みによりまして、受益者分担金を42万円の増額、受益者分担金滞納繰越分を21万500

0円の増額、受益者負担金を1万4000円の減額、受益者負担金滞納繰越分を5000円の増額、下水道使用料滞納繰越分を62万円の増額、公共下水道事業補助金を2030万円の減額、一般会計繰入金を221万5000円の減額、雑入を133万1000円の減額、下水道事業債を2120万円の減額、過疎対策事業債を同じく2120万円減額し、歳入補正合計6500万円を減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。続きまして、農業集落排水特別事業でございます。こちらのほうをお開きください。議案第32号、農業集落排水事業特別会計補正予算書、平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号。歳出補正予算事項別明細書の1、2ページをご覧ください。歳出、1款1項1目一般管理費、職員給与費を人事異動によりまして347万8000円の減額、また同じく一般管理費の一般管理事業を78万円減額するものでございますが、こちらは公課費、消費税を事業精査し、決算見込みにより減額するものでございます。また、2款1項1目農業集落排水新設費を210万4000円減額するもので、これは委託料の農業集落排水実施設計委託料の実設計業務を事業精査によりまして、決算見込みにより減額するものでございます。以上、歳出補正合計、予備費36万2000円の増額を含めまして600万円減額するものでございます。また、それに歳入でございますが、歳入補正予算事項別明細書の1、2ページをご覧ください。事業精査しまして、決算見込みによりまして、農業集落排水使用料滞納繰越分を16万円の増額、一般会計繰入金を216万円の減額、農業集落排水事業債を400万円の減額をし、歳入補正合計600万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 続きまして、議案第33号、平成26年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号について保健課からご説明申し上げます。事項別明細書の歳出の部の1、2ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費を285万2000円減額いたします。これは介護保険のシステム改修委託料でございますが、介護保険改正に伴う総合事業の開始が先送りになったため、当初の見積もりより委託料が少なくなったために減額をさせていただきます。次の1款3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査委員さんの報酬を13万円減額をさせていただきます、2目認定調査費の賃金につきましては、認定調査に係る事務員の交代による97万円の減額でございます。次の3、4ページをお開きください。1款5項計画策定委員会費につきましては、第6期の介護保険策定委員会委託料を予定していました委託料より35万3000円少なくて済みましたので、減額をさせていただきます。2款1項介護サービス諸費ですが、2目施設介護サービス給付費でございますが、171万9000円増額をお願いいたします。これは特別養護老人ホームを増床いたしましたけれども、給付費の伸びが予定よりも大きかったことと、介護度の高い方が入所されたことに伴う増額でございます。3目地域密着型介護サービス給付費は、12月議会でも増額補正させていただいているんですけども、今回171万9000円増額させていただきます。これは当初計画になかった施設介護サービス費のうち、特別養護老人ホームの20床分が地域密着型サービスに変更になったことによる給付費が伸びたためでございます。次の5、6ページをお開きください。2款3項特定入所者介護サービス等費です。特定入所者介護サービスは、有料老人ホーム等での介護サービス費でございますが、これも12月議会でも増額補正をさせていただきましたが、予定していた給付費よりも多額になったため、今回また追加で32万5000円増額補正をさせていただいたものです。次に、2款4項2目の地域密着型介護予防サービス給付費を26万5000円増額させていただきます。

す。これは、要支援1、2の方の今年度から開始しました小規模多機能型居宅介護サービス費を利用された方が予定していたよりも多かったために増額をさせていただきます。次に7、8ページをお開きください。4款の地域支援事業費でございます。これは地域包括支援センターが行う事業でございますが、1項1目二次予防対象者把握事業費を47万9000円減額をさせていただきます。これは、事業の清算です。介護予防通所型事業では172万5000円減額をさせていただきます。この減額の主な理由としましては、報償費や賃金につきましては、臨時の看護師を雇用する予定でございましたが、地域包括支援センターが雇用している看護師のほうで対応したため、賃金を減額をさせていただきます。また、介護予防訪問型介護予防事業の報償費は、在宅栄養士による栄養指導を予定しておりましたが、対象者が少なかったため、20万2000円減額をさせていただきます。それから2目の一次予防事業費につきましては、普及啓発事業で役務費の減額は、住民の方への出前講座の回数が減ったために51万円減額させていただきます。地域介護予防活動支援事業では、主に委託料の減額でございますが、元気づくり事業を町内で進めておりますけれども、そのためにフォロー教室を開催しなくても済んだために65万円減額をいたします。次の90ページをお開きください。4款2目包括的支援事業任意事業費の1目介護予防マネジメント事業でございますが、これは事業の清算により減額をしますが、賃金職員の勤務日数が予定より少なかったためでございます。6目の任意事業費の地域自立生活支援事業費につきましては、生活管理事業や成年後見制度利用支援事業の利用の今のところ見込みがないために30万8000円減額をさせていただきます。次に、歳入の事項別明細書をお開きください。1、2ページ、1款介護保険料102万2000円減額し、3款介護給付費、国庫負担金を219万3000円増額、2款の地域支援事業交付金を140万8000円減額、また、4款支払い基金交付金の現年分を317万8000円減額し、地域支援事業費交付金を100万4000円減額をいたします。次の3、4ページお開きください。5款の県の補助金のほうも地域支援事業費交付金を70万4000円減額をいたします。これらは事業の決算見込みによるものでございます。次に、7款介護給付費繰入金は123万7000円増額いたします。これは介護給付費の増加に伴うものでございます。次の一般会計事務費繰入金は、システム改修費の減額により402万1000円減額をいたします。地域支援事業繰入金は事業費の減額により70万6000円減額をいたします。次の5、6ページをお開きください。介護保険給付費準備基金繰入金でございます。介護給付費の増額により、準備基金繰入金として964万4000円増額補正をいたします。以上、介護保険特別会計の補正についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 続きまして、議案第34号、簡易水道事業特別会計でございます。補正予算書、平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第4号。歳出、補正予算事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。歳出、1款1項1目一般管理費を60万2000円減額するものでございます。内容といたしまして一般管理費を事業精査し、決算見込みにより、職員手当を48万2000円の減額、公課費、消費税を12万円減額するものでございます。次に、2款1項1目簡易水道新設費を1116万2000円減額するものでございます。内容といたしまして、委託料の簡易水道新設工事実施設計委託料を801万8000円の減額、簡易水道事業変更認可申請委託料を149万1000円の減額、工事請負費を165万3000円減額するもので、簡易水道新設費を事業精査いたしまして、決算見込みによるも

のでございます。次に、2款1項2目簡易水道管理費を26万2000円減額するものでございます。内容といたしまして、簡易水道管理費の需用費を事業精査し、決算見込みによるものでございます。次に、3款1項1目公債費を9万1000円、こちらは一般財源から負担金及び交付金に財源更正をするものでございます。以上、歳出補正合計、予備費2万6000円の増額を含めまして、1200万円の減額をお願いするものでございます。また、それに対する歳入でございます。歳入、補正予算事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。事業精査をし、決算見込みによりまして、工事分担金を9万1000円の増額、水道使用料滞納繰越分を20万5000円の増額、手数料を1万8000円の増額、簡易水道事業費補助金を154万4000円の減額、一般会計繰入金を510万2000円の減額、雑入を3万2000円の増額、簡易水道事業債を570万円減額し、歳入補正合計を歳出同様1200万円の減額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 続きまして議案第35号、平成26年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号につきまして、財政課からご説明を申し上げます。事項別明細書の歳出の1ページ、2ページをお開きください。総務管理費の財産区管理費及び一般管理費、また公債費の一時借入金金利子につきまして、決算見込みに基づきまして減額及び基金への積立金の増額をお願いするものです。歳入の前のページに戻っていただきまして、事項別明細書の歳入の1ページ、2ページをお開きください。中段の財産売払収入の立木売払収入83万円の増額、これは西八幡原におきまして間伐の収入があったということで増額をお願いします。それに伴いまして、基金繰入金の減額などに伴い、歳出と同様に総額で170万円の増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 議案第36号、平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号の説明をさせていただきます。事項別明細書歳出の部の1、2ページをお開きください。1款総務費では、賃金について産休代替の職員の賃金が予定より少なかったこと。また、八幡診療所管理運営事業の負担金補助金につきましては、八幡診療所の医師の給与について、県に負担金を出しておりますけれども、予定しておりましたよりも負担金の金額が少なかったなどの理由で、合計430万7000円減額をさせていただきます。次、3、4ページをお開きください。2款医業費では、雄鹿原診療所でX線撮影機器を今年度購入いたしました。その予定価格が予定より低かったため、175万6000円減額したことなどにより、合計320万6000円減額をいたします。そのほかは事業の精算で減額をさせていただいております。次に、歳入の事項別明細書をご覧ください。1、2ページの1款1項の外來収入でございますが、4目のその他の診療収入160万9000円増額いたしますが、そのほかの目は全て減額とし、合計1008万1000円減額をいたします。2項は諸検査収入を28万1000円減額し、介護保険の事業収入を413万8000円増額し、合わせて385万7000円増額をいたします。3、4ページの3款繰入金は、国民健康保険からの調整交付金が282万7000円減額となるため、一般会計からの繰り入れを243万4000円増額し、繰入金の合計で39万3000円の減額となります。6款の町債につきましては、雄鹿原診療所においてX線撮影機を購入した際の町債について240万円を予定しておりましたが、90万円減額をして150万円に減額をするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） 議案第37号につきまして、総務課のほうからご説明を申し上げます。

事項別明細書の1、2ページ、中段のほうをご覧くださいと思いますけれども、ここで指定管理者に対する指定管理料を増額しておりますけれども、主には雪害によります倒木伐採業務、それからモデムの修繕、支障移転工事、新規引き込みの増、それから原材料につきまして、ここで補正をかけさせていただいて指定管理料として支払いをしようとするものでございます。また、原材料につきましては、一番下段にありますけれども、5年間で計画的に機器更新をさせていただくということを昨年お願いしたところでございますけれども、これに伴いまして、その更新業務につきまして減額を生じたものでございます。それから歳入のほうでございますけれども、使用料につきましては先ほど歳出で申しましたけれども、新規引き込みの増がありましたので、使用料等を伸ばさせていただいております。それから一般会計からの繰り入れにつきましては、新規引き込みの増と減免分の増ということで、一般会計との約束分について増額しております。そのため基金の繰り入れが必要なくなった部分、基金のほうからの繰り入れを減額しているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは議案第38号、平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして、町民課より説明させていただきます。予算書の最後のところ、歳出の事項別明細書1、2ページをご覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1311万2000円減額するものでございます。内訳としましては、保険料負担分が947万2000円、保険料軽減措置分が364万円それぞれ減額となっております。予備費を11万2000円増額し、歳出合計1300万円減額するものでございます。1ページ、返っていただきまして、歳入の事項別明細書をご覧くださいと思います。保険料でございますが、保険料を947万2000円減額するものでございます。また、3款1項2目保険基盤安定繰入金を364万円減額するものでございます。これは26年度の軽減額の確定により減額するものでございます。事務費繰入金を増額し、歳入も1300万円の減額とするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 続きまして、議案第39号、北広島町水道事業会計でございます。別冊の平成26年度北広島町水道事業会計補正予算第2号のほうをご覧ください。こちらの平成26年度北広島町水道事業会計補正予算説明書6ページをご覧ください。収益的収入及び支出、収入、事業収益、営業収益の給水収益、水道料金を900万円の増額、その他の営業収益、負担金を25万円の減額、手数料を19万1000円の増額、雑収益を5万9000円増額、分担金を417万円増額するもので、収益的収入を事業精査しまして、決算見込みによるものでございます。以上、収益的収入補正合計1317万円増額するものでございます。また、収益的収入及び支出、事業費用、営業費用の原水及び浄水費を事業精査しまして、決算見込みにより1532万5000円減額するものでございます。こちらは、委託料を648万6000円の減額、修繕費を863万1000円の減額、薬品費を20万8000円減額するものでございます。主なもので委託料につきましては、本年度水源といたしましての井戸水調査を予定しておりましたけれども、現在、江の川からの水利権についての調査業務進めておりますけれども、

ども、こちらのほうが水利権の目途がある程度立ってきたということもございまして、井戸水の調査は実施しないものとさせていただきましたので、こちらの減額と、あと863万1000円の修繕費でございますけれども、浄水場施設等の設備について、修繕を当初予定しておりましたけれども、思ったほど具合が悪くなっておりませんので、今年度は、その修繕については見送り、実施しないものとしたものでございます。次に、配水及び給水費の修繕費500万円の減額でございますが、こちらは主に配水管の漏水修繕を予定しておりましたけれども、本年度漏水事故も思ったほど多くありませんでした。そのため、予算を執行しなかったための精算分ということでございます。次に、総係費を172万9000円減額するものでございますけれども、こちらにも決算見込みによりまして、旅費を35万4000円の減額、印刷製本費を20万円の減額、通信運搬費を100万円の減額、委託料を2万5000円の増額、負担金を26万6000円の減額、減価償却費の有形固定資産減価償却費を16万7000円の減額、貸倒引当金繰入額を6万6000円増額するものでございます。次に、営業外費用の消費税及び地方消費税を159万8000円の増額、特別損失の過年度損益修正損を15万円減額するものでございます。以上、収益的支出補正合計2060万6000円減額するものでございます。続きまして、資本的収入でございますけれども、資本的収入の企業債30万円減額するものでございます。これは企業債30万円の減額でございますけれども、配水管布設工事の中で、当初起債を充てることとしておりましたけれども、消火栓1カ所設置しておりますが、こちらのほうは起債の対象になりませんので、その部分につきまして、起債の減額ということになっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 議案第40号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第3号についてご説明いたします。別冊、補正予算書の2ページをご覧ください。収益的収入及び支出につきまして、医業費用の減少から収入額を変更し、収支ともに6352万円減額し、医業収益の総額を5億8509万7000円に、医業費用の総額を7億8376万6000円に補正するものでございます。収入につきましては、1款1項1目入院収益を3352万円減額し、2億8035万5000円とし、2目外来収益を2000万円減額し、2億2170万円とし、6目訪問看護収益を1000万円減額し、1866万1000円とするものです。支出につきましては、1款1項1目給与費を2382万1000円減額し、4億7545万5000円とし、2目材料費を3146万9000円減額し、1億1360万1000円とし、3目経費を823万円減額し、1億3503万7000円とするものでございます。この減額の内容は、常勤医師が採用できなかったことによる給与費の減額、患者数の減少に伴う薬剤、診療材料の購入額の減額、また、消耗備品、賃借料、雑費の支出見込みも減少しておりますので、減額補正をお願いするものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上12議案については、後日、審議、採決を行います。

日程第49 施政方針

○議長（加計雅章） 日程第49、平成27年度北広島町予算の提出に当たり、町長より施政方針の申し出がありますので、これを許します。 箕野町長。

○町長（箕野博司） 本日ここに、平成27年度の予算案並びに諸議案の提出に当たり、町政運営に対する私の基本的な考え方と施策の方針を述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。私は、町長就任以来この2年、明るく元気なまちづくりの公約実現に向けて、町民の皆様を初め幅広い分野からご意見やご要望をお聞きしながら、できることから一步一步着実に取り組んでまいりました。本町は去る2月1日、北広島町が合併して10年を迎えました。これまで町の発展にご尽力をいただいた皆様方に敬意と感謝を申し上げるとともに、町の文化や歴史、自然のすばらしさを再認識し、新たなスタートに立ち、住民本位の行政を推進することにより町民の皆様方が、住んでよかったと思える魅力あるまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。国内の経済情勢は、アベノミクスによる各種政策の効果により景気は緩やかに回復基調が続いており、景気回復の観点から、総体的に高い評価が寄せられていますが、昨年4月の消費税引き上げによる需要の反動の長期化や夏の天候不順の影響、物価上昇に家計の所得が追いついていないなど、いまだ地域経済への効果の実感には至っておりません。こうした中、政府は動き始めた経済の好循環をさらに拡大し、デフレからの早期脱却を確実なものとし、日本経済再生に向け、消費税率引き上げを1年半延期するとともに、緊急の景気対策として、3兆1180億円の平成26年度補正予算第1号を編成し、平成27年度当初予算と合わせた切れ目ない対策により、経済再生と財政再建の両立を最重点課題として政策の打ち出しを行ったところであります。特に、まち・ひと・しごと、再生総合戦略に基づき、地方での雇用拡大や起業支援、子育て支援など女性の活躍、推進を初めとする人材力の発揮、少子化対策の推進に重点配分するなど、めり張りをきかせたものとなっております。このような状況下で、平成27年度の国の当初予算は、強い経済の実現及び元気で豊かな地方の再生を編成の基本方針として、一般会計総額が9兆6千342億円で、対前年度比45.96億円、率にして0.5%増と過去最大規模となっております。平成27年度の国の地方財政対策を見ますと、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税などの一般財源総額について、地方創生のための財源などを上乗せした上で、前年度の水準を相当程度上回る額の確保に配慮するとともに、地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を最小限にとどめ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を抑制することとしております。地方財政対策の主なもの、まち・ひと・しごと創生事業費、の創設により、地方公共団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方の取り組みに必要な経費1兆円を計上、また全国的に喫緊の課題となっている公共施設の老朽化対策に要する経費について所要額を計上するとともに、集約化、複合化に対する地方財政措置の充実が図られております。さらに、社会保障分野については、消費税、地方消費税の引き上げによる増収分を活用して、子ども・子育て支援新制度の実施や地域医療介護総合確保基金の増額及び介護報酬の見直しによる介護職員の処遇改善など、地方負担額について財政措置を講じることとしております。引き続き、県、市町村会等を通じて安定的かつ持続的な地方行財政の運営が確保できるよう、国に強く求めてまいります。広島県では、これまで、ひろしま未来チャレンジビジョンの実現に向け、あらゆる分野の源泉となる人づくり、新たな経済成長を重点分野に、ビジョンに掲げる4つの分野、新たな経済成長、人づくり、安心な暮らしづくり、豊かな地域づくりが相乗効果を発揮し、好循環が生まれるよう、施策展開が図られてきたところであります。平成27年度は、これまでの取り組みにより、得られた成果を着実に次のステージにつなげていくよう、従前の発想にとらわれない創

意と工夫により、元気で魅力ある地域づくりを目指すこととなっております。昨年、広島市で発生した土砂災害などを踏まえ、早期の復旧、防災・減災対策など災害に強いまちづくりや地方創生におけるさまざまな取り組みの中で、特に本町に関連する分野では、中山間地域の豊かな地域づくりに向け、住民自治組織、市町、大学などが一体となって行う地域課題解決のための活動を支援し、多様なつながりを生かした創意ある地域づくり、地域特性を生かした創業、仕事づくり、安心を支える生活環境づくりや中山間地域の医療を担う医師の確保など、安心な生活の実現、また、農林水産分野においては集落法人等、地域の核となる経営力の高い担い手の育成や新規就農者の確保、育成を推進し、担い手が生活設計を描くことのできる農林水産業の確立に特に加速して取り組むこととしております。今後とも地方創生に向けた総合戦略策定など、県と情報の共有、連携を密に図りながら、引き続き効果的な取り組みをまいります。次に、本町の現状であります。昨年は、合併10周年を記念した各般にわたる記念イベントの実施や、継承と創造・輝く町へをテーマに、町花、町木、町民歌などの選定、町民憲章の制定を行うとともに、新たに、支所を拠点としたまちづくりでは、支所提案型事業の実施、支所地域活動支援事業や集落支援員制度を創設し、集落活性化対策の基盤づくりに着手をいたしました。定住対策では、新庄井関若者住宅団地の造成も完了し、新規定住者の増加に向けた環境を整えたところであります。また、9月補正において、定住対策拡大のため重点的にUターンを促進し、あわせて空き家の増加抑制を目的にUターン奨励金、家賃補助金の新設を行い、施策を展開してきております。本町においても、少子高齢化による人口減少が続いておりますが、一方で、本町の人口動態における転入転出の社会動態が平成25年度からプラスに転じており、定住対策の効果が徐々にあらわれていると考えております。学校教育においては、教育施設の平成27年度末までの耐震化目標について計画的に整備を行った結果、ほぼ達成可能な見通しとなっております。また、生徒数の減少から存続の危機にある加計高校芸北分校の定員確保のため、学校、地域、行政の連携による旧雄鹿原小学校を活用した下宿改修整備のための支援を行い、全国募集に対応したところであります。本町の基幹産業である農業におきましては、米価の大幅な下落による稲作農家の減収、さらにはTPP問題など取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、農業の持続的発展と農業経営の安定及び所得の向上を図っていかねばならないと考えております。加えて各地で多発している大規模な災害の発生による甚大な被害を目の当たりにし、本町も土砂災害危険箇所の指定も数多くあることから、地域防災対策の重要性を強く感じているところであります。本町の財政状況であります。第二次行政改革大綱による財政健全化の継続した取り組みにより、平成25年度決算では、平成16年度合併時と比較しますと、普通会計における町債残高は186億円となり、約65億円の縮減を図りました。また、一般家庭の貯金に当たる財政調整基金は、合併時1億円余りであった額が平成25年度末では約20億円、さらに3億円の積み立てを予定し、平成26年度末残高は約23億円を見込んでおり、着実に健全化しつつあります。しかしながら、平成27年度の普通交付税においては、支所経費の加算、既存の地域の元気創造事業費、新たに人口減少等特別対策事業費仮称の加算はありますが、合併特例加算分の5年間にわたる段階的な縮減の開始、また町税収入においては、円安などによる企業業績の改善などを背景とした法人町民税の増収はあるものの、一方では、農業所得の減による個人住民税の伸び悩み、さらに固定資産税においては評価替えの影響により減少となるなど、全体では微減と見込んでおります。こうした中、平成26年度からの継続事業である豊平地域プールの建設、消防救急デジタル無線の整備、芸北中学校校舎等

新築工事や新規事業として芸北共同調理場新築工事、高機能消防指令センター改修事業、豊平中学校屋内運動場改築工事など大型プロジェクトを予定していることから、引き続き財政健全化に向けて、人件費、物件費などの内部管理経費の削減、財政推計に伴う大型事業の平準化や事業の選択と集中に努め、全庁一丸となって迅速かつ的確な対応に努める必要があります。今後も必要な財政投資については、タイミングを逸することなく、収支バランスを図りつつ、積極果敢に事業を進めてまいります。少子高齢化、人口減少が続く中、依然として厳しい財政状況にはありますが、平成27年度当初予算編成に当たり、新規重点事業を除く経常経費分について各一般財源のシーリングを行うとともに、事業の有効性の検証に努め、堅実な編成を行ったところであります。特に、施策テーマのうち、若者定住を中心とした定住対策及び集落支援、観光振興、健康対策事業など総合的な施策による地域活性化を機軸にして特に重点配分を行いました。さらに、国の補正予算に掲げた地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、本町の实情にあわせ、地域消費喚起、生活支援型事業及び地方創生先行型事業として平成26年度3月補正予算に計上するとともに、平成27年度当初予算を合わせて一体的で切れ目のない13カ月予算として位置づけ、町長就任3年目に当たり開かれた行政と民間経営手法の導入、地域の特性を生かす支所を拠点としたまちづくり、地域資源を活用した住みやすいまちづくりの3つの改革の実現に向けて、6つの施策のテーマごとに掲げた平成27年度の主要施策を着実かつ強力で展開をしてまいります。次に、本町の平成27年度施策の概要であります。町民の皆様にご協力をいただきました主な施策の展開について、私の6つの施策テーマに沿って説明いたします。なお、国の補正予算に対応し、本町の3月補正予算に計上を行い、繰越事業として新年度に実施します施策についても一部含んでおりますので、ご了承をお願いします。施策テーマの一つ目は、町民の立場に立ち、町民とともに進めるまちづくり、であります。まちづくり対策として、第2次北広島町長期総合計画の策定について、まちづくり委員会を中心に進めてまいります。また、国が定めた地方創生総合戦略を勘案して、5カ年を目標とした北広島町総合戦略の策定もあわせて行います。いずれも将来のまちづくりにおける方向性、目標の指針であり、本町の現状、課題を検証し、積み上げてきた施策の充実を図りながら、新たな将来像に向け、自立的な地域活性化を目指す独自のまちづくりが着実に進展できるよう、あらゆる層のご意見を幅広く聞きながら取り組んでまいります。さらには、全国的な課題となっております公共施設の老朽化対策のための公共施設等総合管理計画につきましても、本町の施設ごとの適正配置や長寿命化、有効活用などの基本方針の決定を行い、総合的な管理計画を作成してまいります。また、平成26年度末で計画期間が終了となる第2次行政改革につきましても、この改革を踏襲しつつ、2年間は財政健全化に向けた取り組みを継続することとし、第3次行政改革を第2次長期総合計画にあわせ、平成29年度から推進していくこととします。地域防災対策として、地域防災リーダーの養成による地域防災力の向上や自主防災組織の町内全域での100%の早期組織化を目標とし、安全、安心なまちづくりを推進してまいります。また、万一災害が発生した場合、住民の方の安全な避難と被害の軽減を図ることを目的に防災ハザードマップを作成し、各戸配布することにより周知に努め、自然災害に対する備えを強化してまいります。高度情報化推進対策として、今年度、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上を図るため、クラウドシステムの共同利用の運用を開始いたします。あわせて町税など納付の多様化を図る観点から、コンビニ収納を取り入れてまいります。また、国の社会保障、番号制度、一般的にマイナンバー制度と言われておりますが、これが平成28年1月か

ら順次利用開始が予定されており、円滑な導入へ向けて準備を進めてまいります。施策テーマの2つ目は、地域の特性を生かした地域づくりであります。地域づくり振興対策として、平成26年度に創設をいたしました支所地域活動支援事業について、支所管内の地域活動及び地域拠点施設の維持管理に対する支援を迅速に支所長権限などで行うことができるよう、今年度も引き続き、本庁、1支所当たり各200万円の予算を措置します。また、集落支援員を配置し、集落の実態調査を実施するとともに、必要な施策の検討を行ってきたところではありますが、新たに各集落支援員を指導、統括し、地域の特性を生かした集落対策や地域活性化事業などの施策を充実するため、地域づくりコーディネーターを配置し地域づくりの強化を図ります。さらに集落の環境変化に対応し、地域が抱える課題解決に向けた地域課題解決支援事業の実施や本年度、緑のふるさと協力隊を受け入れ、芸北地域を中心に地域の暮らしや自然にふれあい、地域行事、イベント活動を通して、地域に活力を与えるとともに、地域と協力しながら課題解決につなげてまいります。また、支所提案型事業としては、大朝地域につきましては、次世代エネルギーパークとして、展示機能と総合窓口機能をあわせ持つ拠点施設として、わさ環境農業公園内の施設改修や町内エコツアーの実施、さらに全町を対象に薪ストーブ購入補助金の創設など、新エネルギービジョンに掲げる施策を具体化してまいります。豊平地域では、スポーツ、観光等の交流人口の拡大を目指す地域拠点整備として、豊平どんぐり荘改修工事の実施設計の着手、芸北地域にあつては、芸北オークガーデンに整備しておりました薪ボイラーも今月末には完成いたしますので、せど山再生事業と連携しながら、薪活事業を進め、資源循環型社会の実現を目指してまいります。千代田地域では、千代田開発センターの耐震化やステージ拡張などのリフレッシュ工事に伴い、一時休館といたしますが、改修後は、より安心して使いやすい施設に生まれ変わるものと思っております。スポーツ振興対策として、豊平地域プール建設工事の早期完成を目指し、完成している千代田温水プールとあわせ、施設を有効活用し、小中学生の体力向上や町民の健康づくり増進に寄与してまいります。安全、安心なまちづくり対策として、消防本部の施設整備として、昨年度から進めております消防救急デジタル無線整備及び高機能消防指令センターの改修を行い、消防行政を取り巻く新たな時代の要請に対応してまいります。社会資本整備対策として、引き続き農業基盤整備、林道整備、小規模崩壊地復旧事業、道路新設改良など財源の確保を踏まえて計画的に進めるとともに、町道を初め橋梁など適正な維持補修に努め、地域施工支援事業補助金制度などを有効活用した協働のまちづくりを推進してまいります。また、水道事業にあつては、遠隔監視システム整備を、下水道事業では、大朝浄化センターの長寿命化計画の策定や千代田浄化センターの計画に基づく改修を行い、施設の計画的かつ効率的な管理に努めてまいります。国土調査推進対策として、有効な土地利用を促進させるため、国土調査法に基づき、引き続き計画的に推進してまいります。施策テーマの3つ目は、産業・経済の活性化であります。農林業振興対策として、農業分野では、多様な担い手の確保、育成を図りながら、農地の利用集積を進め、生産性の向上、経営の安定化を図る観点から、新規就農総合対策事業や集落営農組織設立支援事業を実施し、地域一体となった取り組みを推進してまいります。農業の持続的発展を図るため、多面的機能支払事業の実施や農業従事者の高齢化と従事者の減少が進む中、本町の農業の未来を見据え、持続的発展と地域活力向上を目指し、農業振興大会を開催するとともに、小規模農家の所得向上の要である町内産直施設の経営の一層の安定を図るため、産直施設活性化対策事業を進めてまいります。林業分野では、ひろしまの森づくり交付金を活用した里山林の整備や国の造林事業等を活用した作業道

の開設、間伐を実施をします。また本町にとって貴重な財産の一つである町有林についても、長期的な視野に立った活用計画の検討を行ってまいります。商工業振興対策としては、緊急の経済対策としての国の交付金を活用して、10%のプレミアムのついた特別な商品券を発行し、町内の消費喚起を促進します。また、新規事業として、ビジネス創造支援補助金を創設し、町内において創業、起業に要する経費の一部や、町内の中小企業、小規模事業者の自社の持つ、モノ、技術を生かした短、中期的な、かつ持続的な発展計画作成や計画実施に要する経費の一部を補助してまいります。また、町内企業を対象に、頑張る企業応援補助金により、社員の皆様のスキルアップや資格取得などの支援を継続してまいります。企業誘致促進対策として、効果的な企業集積と雇用の拡大を図り、地域経済の活性化を図るための企業立地奨励制度を継続し、千代田工業流通団地を初めとする早期の企業立地を促進してまいります。地元企業活性化対策として、北広島町総合産業フェアを昨年度に引き続き開催し、町内企業の高い技術力や製品等について、中学生、高校生を初めとして、町民に広く周知し、地域経済の担い手である若年者の職業意識の形成を図り、地元への就職を拡大し、地域産業の活性化を図ってまいります。次に、施策テーマの4つ目は、高齢者などに優しいまちづくりであります。介護予防、地域包括ケア体制への取り組みとして、平成26年度に作成しました第6期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、福祉、保健の関係機関や地域の団体、住民の方との連携を強め、日常の暮らしを支え合う地域包括ケア体制を推進します。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、民間事業者、団体と協定を行い、地域で支援を必要としている方の情報をいち早く把握するため、地域見守り事業を実施してまいります。健康増進対策として、継続して推進している健康寿命の向上、元気な地域づくりを目指す元気づくり推進事業について、拠点の拡充や元気リーダーの育成を行ってまいります。地域に密着した継続展開をすることにより地域の活性化を図ってまいります。認知症対策として、認知症になっても、本人の意思が尊重され、住みなれた地域で暮らし続けるため、認知症初期集中支援チームを配置し、早期の診断、対応に向けた支援体制の構築を図ることを目的に、認知症初期集中支援推進事業を実施いたします。医療供給体制確保として、将来にわたる町内の医療機関の医療従事者の確保を図るため、新たに医師、看護師育成奨学金貸付制度を活用し、保健、福祉のまちづくりを推進してまいります。また、医師不足から経営が悪化している豊平病院について、医療体制の構築により経営改善を図るとともに、地域と連携しながら住民の皆様の安心な生活を確保してまいります。原爆被爆者援護対策として、被爆70周年の節目に当たり、被爆者の高齢化が進む中、被爆体験を記録に残し映像で記録することにより、核兵器のない平和な世界の実現に向け、学校教材や地域行事に活用するとともに、恒久平和につなげてまいります。生活交通体系の構築として、高齢化の進展に伴い、生活交通路線は日常生活に必要不可欠なものであり、地域を支える生活交通の維持確保を図るとともに、実情に応じた効率的で持続可能な生活交通体系の構築を図ってまいります。次に、施策テーマの5つ目であります。若者、子育て世代に魅力的なまちづくりです。若者、子育て世代魅力づくり対策として、新年度の最重点課題として、各課横断的に若者定住促進事業として、さまざまな取り組みを行ってまいります。まず、新庄井関若者住宅団地について、早期の完売を目指すとともに、従来の住宅建築補助金に加え、昨年度途中で創設をいたしましたUターン奨励金、Uターン者住宅整備促進補助金の交付や、Uターン希望者を対象に、北広島町に帰りたい人の会を設立し、就職情報などの提供などを行

うとともに、情報発信の充実を図り、町の定住施策、子育て支援策、町内行事などの地域情報の一体的な発信や定住までの総合サポートにより、定住希望者の機運醸成を図ってまいります。また、商工会が若者定住対策の一環として実施する婚活イベントの支援を初めファミリーフェスタの開催により、町内外の子育て世代に対して積極的に本町の魅力や子育て環境などの情報を発信する機会の提供や、出会いサポート事業を実施し、地域の婚活などの紹介や、無料婚活カウンセリングを行ってまいります。次に、次世代育成支援の観点から、中学生を対象に子育ての喜びや命の大切さを学ぶ、命の授業の開催、不妊治療費助成の継続や若い世代の経済的負担の軽減と、母体の健康管理を図るため、産後健診及び妊婦健診費用の追加助成及び町が実施をします乳幼児健診時に、子育て世代への家庭ごみ袋無料配布事業の実施により、住みやすく魅力的なまちづくりを推進してまいります。また昨年度から、中学生まで拡充して実施しております医療費助成制度は継続し、昨年1年間の成果を検証した上で、高校生まで対象とすることについては引き続き検討してまいります。空き家対策では、町内空き家実態の調査結果を踏まえ、空き家を活用しニーズの高い空き家を活用した定住対策強化のため、空き家情報バンク登録物件、家財処分費、あるいは軽度な増改築に対する補助金、地域連携型空き家活用対策補助金を新設してまいります。学校教育対策では、芸北中学校校舎等新築、芸北共同調理場整備及び豊平中学校屋内運動場改築工事を実施をします。また児童生徒用のパソコンのリースを更新するとともに、ICT推進による事業の展開に対応するため、豊平小学校にタブレットパソコンの購入を行い、情報教育の推進を行います。さらに若者定住対策の一環として、小中及び中高一貫教育推進事業を継続するとともに、今年度から新たに人づくりの原点である児童生徒の育成の一つとして、北広島ふるさと夢プロジェクトを展開し、小学校で、これまで地域教材をツールとしたふるさと学習は行っておりましたが、知識としての学習に終わっていたものを一歩進めて、北広島町に住みたい、次代を担いたいと意識する子供たちを育てていくことを目的に、町内同学年が一同に交流する機会を持ち、仲間意識の醸成を図ることにより、将来の定住増につなげてまいります。また、これまで行ってきた町内3高等学校へのクラブ活動補助に加え、高校の存続が町の活性化、若者定住に必要な不可欠であることから、各校の実情にあわせ、地元高校の魅力づくりのための補助を充実、拡充してまいります。次に、施策テーマの6つ目は、郷土芸能、文化財、自然などを生かした観光の戦略化であります。観光振興対策として、観光戦略会議で策定した観光戦略方針に基づいた北広島観光プロモーション事業に官民一体となって取り組み、本町の多様な観光資源及び魅力を発信し、交流の拡大による地域経済の活性化を図ってまいります。観光プロモーションを展開するに当たっては、イメージキャラクター及び新たなロゴキャッチフレーズを効果的に多方面に活用し、イメージ及びブランドの向上を図ってまいります。また、北広島町神楽振興計画に基づく各種施策を展開します。合併10周年記念事業で実施した神楽マラソンが好評を博したことを踏まえ、平成28年2月に千代田開発センターのリニューアル記念と位置づけ、北広島町神楽競演大会仮称でありますが開催や、町内神楽競演大会への誘客促進を図る観点から、新たな事業として、神楽大会周遊ラリーの実施、若手神楽団員を対象に、町の神楽事業について理解を深めてもらい、横断的なつながりを構築するための研修交流会を開催します。また、町内の史跡、文化財などを活用した周遊ルートを確立し、観光地づくりや地域固有の観光素材に魅力を付加するとともに、関係する市町と連携し、観光客の増加に向けた取り組みを展開してまいります。農山村体験交流事業につきましては、引き続き関係機関と連携し、修学旅行等の誘致を進め、年間を通した農村生活体験に

よる交流の拡大を図ります。合わせて文化、自然体験等を通じた外国人観光客の誘客についても関係者と連携し、進めてまいります。伝統文化保存対策として、ユネスコ無形文化遺産登録記念事業として3カ年計画での壬生の花田植現況調査報告書の作成の継続、5カ年事業で実施しております芸北樽床民家保存修理に向けての修復工事を進めてまいります。また、新規事業として、地域の多様な埋蔵文化財を活用して、小中学生や住民を対象に体験教室や遺跡見学会、講演会等を実施し、文化財が周辺の歴史的、社会的、自然的環境との密接なかかわりの中で育まれてきたことに対する周知、利活用を促進します。文化財の拠点施設でありながら老朽化している古保利薬師講堂をひろしまの森づくり交付金を活用して改修をしてまいります。最後に、地方創生元年、北広島町の次の10年に向けて健全な財政基盤を磐石なものとし、全職員一丸となり、創意工夫により政策立案、実行により町民の皆様から、今求められる期待に最大限応えていけるよう全力を傾注してまいります。新年度予算につきましては、以上の施策を中心に予算編成を行いました結果、一般会計予算は157億7000万円となり、前年度に比較して8.4%の増となりました。この主な要因といたしましては、昨年度からの継続事業であります学校耐震化や消防デジタル化整備事業を初め、早急に行わなければならない事業について優先的に配分を行ったことによるものであります。また、一般会計及び特別会計10事業を合わせた総額では236億580万円で、前年度と比較して6.5%増となっております。さらに、水道事業、豊平病院の2企業会計の収益的支出の総額は10億4171万円であります。今回、予算議案25件のほか、条例議案24件、その他の議案4件、報告5件、同意2件、諮問1件を提出しております。どうぞ慎重にご審議をいただき、議決いただきますようお願い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（加計雅章） これをもって町長の施政方針を終わります。暫時休憩をいたします。2時40分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 29分 休憩

午後 2時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第50 議案第41号 平成27年度北広島町一般会計予算から

日程第62 議案第53号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算

○議長（加計雅章） 日程第50、議案第41号、平成27年度北広島町一般会計予算から、日程第62、議案第53号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算までを一括議題とします。以上、新年度予算関係13議案の提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成27年度予算の概要について一括して説明します。別冊の平

成27年度一般会計予算書をお願いします。議案第41号、平成27年度北広島町一般会計予算です。本案は平成27年度北広島町一般会計予算を調製しましたので、議会へ上程し議決をお願いします。予算の総額を歳入歳出それぞれ157億7000万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を24億1350万円と定めるものであります。また、一時借入金については、借入の最高額を20億円と定めるものです。別冊の平成27年度特別会計予算書をお願いします。議案第42号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3000万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を2億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第43号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計予算です。本案は、北広島町下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4600万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を6440万円と定めるものです。一時借入金については、借り入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第44号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算です。本案は、北広島町農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9500万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を1930万円と定めるものです。一時借入金については、借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第45号、平成27年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5700万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第46号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計予算です。本案は、北広島町簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億900万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を7240万円と定めるものです。一時借入金については借り入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第47号、平成27年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4600万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第48号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第49号、平成27年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8700万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を3000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第50号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算です。本案は、北広島町情報基盤整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8200万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を2億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第51号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8330万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。別冊の平成27年度北広島町水道事業会計予算書をお願いします。議案第52号、平成27年度北広島町水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予算額を1億8630万1000円。収益

的支出の予算額を1億7180万3000円とし、第4条の資本的収入の予算額を9935万7000円、資本的支出の予算額を1億5828万1000円とするものです。第5条において、企業債の限度額を9860万円とするものです。第6条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失と定めるものです。第7条において、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費2031万5000円及び公債費1万円とするものです。第8条において、他会計からの補助金等の金額を920万円とするものです。別冊の平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算書をお願いします。議案第53号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入及び収益的支出の予算額をそれぞれ8億6990万7000円に、第4条の資本的収入の予算額を5723万2000円、資本的支出の予算額を5723万1000円とするものです。第5条において、一時借入金の限度額を1億円とするものです。第6条において、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員の給与費5億985万9000円及び公債費20万円とするものです。第7条において、他会計からの補助金等の金額を一般会計補助金1億4913万円及び企業債償還補助金5722万8000円とするものです。第8条において、棚卸資産購入限度額を1億1000万円とするものです。以上、予算議案13件についてご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって、平成27年度北広島町予算関係13議案の提案理由の説明を終わります。

日程第63 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について

○議長（加計雅章） 日程第63、発議第1号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案のありました議案第41号から議案第53号までの平成27年度北広島町予算関係13議案については、さきの議会運営委員会で協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、平成27年度北広島町予算関係13議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。なお、予算審査特別委員会の委員長に、5番、梅尾議員、副委員長に、11番、真倉議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長に、5番、梅尾議員、副委員長に、11番、真倉議員を指名いたします。

日程第64 同意第1号 教育長の任命の同意について及び日程第65 同意第2号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（加計雅章） 日程第64、同意第1号、教育長の任命の同意について及び日程第65、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを一括議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは、同意第1号及び同意第2号について一括して説明をいたします。議案集の195ページをお願いします。同意第1号、教育長の任命の同意について説明します。本案は、教育長の退職に伴い、次の方を教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町才乙634番地、池田庄策さんです。どうぞ同意をよろしくをお願いします。議案集196ページをお願いします。同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。本案は、教育委員の任期満了に伴い、次の方を北広島町教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町大塚348番地、長田克司さんです。どうぞ、同意をよろしくをお願いします。
- 議長（加計雅章） これで提案理由の説明を終わります。以上2件については、後日、審議、採決を行います。

日程第66 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（加計雅章） 日程第66、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の197ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。広島県山県郡北広島町草安504番地、西田克子さん、同じく北広島町大塚2307番地1、岩田正平さん、同じく北広島町大朝3586番地、石橋源郎さん、同じく北広島町川井663番地、越 照幸さん、同じく北広島町中原1821番地2、齋藤 實さん。以上よろしくお願いをいたします。
- 議長（加計雅章） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、西田克子さん、岩田正平さん、石橋源郎さん、越 照幸さん、齋藤 實さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は3月11日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日は、これで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 57分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~